

議案第12号

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」を「第1条・第2条」に改める。

第23条の表に次のように加える。

6 災害応急対策派遣手当	1日につき 2,160円	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、市長が著しく危険であると認める区域において災害応急対策の活動に従事した職員
--------------	--------------	---

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害応急対策派遣手当を支給するときは、災害出場手当及び救急業務手当は支給しない。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

災害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策の活動に従事した消防職員に対し、災害応急対策派遣手当を支給するため、本案を提出する。